

## 支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第8回）議事要旨

### [議事次第]

1. 日 時 平成22年9月17日(金) 14:00-16:01

2. 場 所 経済産業省別館11階 1111会議室

3. 出席者 (出席委員)

浅野委員(座長)、岩間委員、大塚委員、木村委員、黒瀬委員、  
島田委員、杉原委員、富田委員、名古屋委員(代理:北沢氏)、  
仁井委員、星野委員(代理:小板橋氏)

(欠席委員)

植田委員、北村委員、古市委員

(環境省出席者)

伊藤廃棄物・リサイクル対策部長、吉田適正処理・不法投棄対策室長他

### 4. 議 題

(1) 個別事案毎の詳細なヒアリングの結果等一現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるって、今後直ちに又は計画的に支障除去等事業を実施すると都道府県等から報告のあった事案のうち、現行の支援スキームによる財政的な支援を希望している事案について

(2) 支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて

(3) その他

### 5. 配付資料

資料1： 委員名簿

資料2： 第7回議事要旨

資料3： 個別事案毎の詳細なヒアリングの結果等一現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるって、今後直ちに又は計画的に支障除去等事業を実施すると都道府県等から報告のあった事案のうち、現行の支援スキームによる財政的な支援を希望している事案について(案)

資料4： 「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキーム」について(素案)

参考資料1： 第5回及び第6回議事要旨関連部分のカテゴリー別整理(第7回懇談会

資料4-1)

参考資料2： 第7回議事要旨関連部分の抜粋

参考資料3： 「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキーム」の検討において整理すべき事項（イメージ案）（第7回懇談会資料4-2）

6. 議事 懇談会は公開で行われた。

7. 議事要旨

(1) 議題「個別事案毎の詳細なヒアリングの結果等一現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるて、今後直ちに又は計画的に支障除去等事業を実施すると都道府県等から報告のあった事案のうち、現行の支援スキームによる財政的な支援を希望している事案について」、事務局から、資料3に基づき、ヒアリング結果を踏まえた支援必要額の試算結果等について説明した。

(2) これに対して、各委員からは、次のような意見等が提出された。

○ 産業廃棄物の不法投棄等において建設業界の不法投棄が多いのは事実だが、ここにあがっている基金による支援を求めている事案は不適正処理がほとんどで、不法投棄に比べ建設廃棄物の比率が低く、行為者も処理業者によるものが多い。これは記録として是非留めておいてほしい。

また、基金による支援を求めている事案には行政対応に疑問をもつものがあるが、行政検証の結果、基金による支援の対象から落ちる可能性はあるのかどうか確認したい。支障があることについて手を打たなければいけないことは重々承知しているが、支障除去等事業に対する支援に関して、行政責任をどういうふうに考えるかを明確にしてほしい。

(事務局) 行政検証については当然きっちりとやっていかなければならぬが、基金の対象としないでそのままにしておくのがよいのかということもあり、ケースバイケースではあるが、基金の対象としないことは難しいと思っている。

新たな基金制度を設けるのか設けないのか検討していく上で、どういったものを基金の対象にしていくべきか、あるいは基金が本当に必要なのか検証するために、基金による支援を求めている事案は勉強材料になる。これらに対して、基金を充当して行く必要性が十分あるというコンセンサスが得られれば、それが新たな基金の対象となると思う。過ぎた話だから、安易に支障除去等すればよいということではなく、基金による支援対象にするのか等についてきっちり

と議論しないといけないのではないか。

- ヒアリングに参加した印象では、行政の懈怠ではないかと思えるような事案がなかったとは言わない。ただ、それ以前に全般として、不法投棄あるいは不適正処理の事案に対して、端緒を捕らえて小さいうちに果斷に行政対応していくことが基金制度を作った眼目と思っていた。しかし、残ってしまったもの全般を見て、動きがスローだと感じた。
- 着手時期については、生活環境保全上の支障除去等を急いでやりたいというのであればどの事業も今年度辺りくらいの希望があつてしかるべきで、それを財政的な問題から若干プライオリティを付けるというのが本当ではないか。中には未定とか平成24年というものがある。

(事務局) 当然早め早めに対応しなければならないが、都道府県等の財政上の制約や意向などいろいろな事情はあり、都道府県等の考えを尊重したい。

- 不適正処理に関して、当該不適正処理が拡大していくときに、都道府県等に何らかの責任が確実にあるという場合は基金による支援は難しいと思うが、そうでなければほかの事案と同じように扱うということになるのではないか。
- 不法投棄なり不適正保管をしているということが、予め当初から分かっていて、それに対して何も講じていない、不作為があったという、明確にそういうようなケースであれば、それは対象にするのかしないのかということは当然問われなければならないが、不法投棄とか不適正保管というのは、仮装・隠蔽しながら行われるので、こういう悪質な事例の場合は最初からチェックするのは非常に難しい。
- 事案を整理して優先順位をつけてやっていくというのは非常に良いことだと思うが、金額が強調されるとまたお願いしますというようにこちら側としては受け止めてしまう。むしろ、平成24年度で終わりますという前提でどういう優先順位なりどういうやり方をするかに力を入れていくべきではないのか。
- 支援の候補としてこの事案があることはよく理解できたが、これを支援するというものはまた違うのではないか。
- 支援するかしないかというのは別の合議の場があるので、十分その候補になりうるものだということで整理したと思っている。少なくともいわゆる審査的な意味でのヒアリングはしていないと思っている。

(3) 以上の意見を踏まえ、座長が次のとおり総括した。

○ 支援の制度的枠組みをどうするかを検討するための前提として、支援の対象についてのヒアリングの結果、資料3の15件について支援の必要があり、現段階でそれにかかる資金については、最大限上限を見た場合には36億9,495万円という数字が挙がっているということが、ヒアリングの結果出てきた事実、として報告を受けた。但しこの金額に関しては上限がこのくらいであるということを示すものであって、個々の案件の精査により、まだ下がる可能性がある。なお、15件は支援の対象であって、単に候補が挙がっているというわけではないことを確認したい。

(4) 続いて、議題「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて」、事務局から、参考資料2に基づき、第7回議事要旨関連部分の抜粋について説明するとともに、資料4に基づき、新たな支援の必要性及び支援のあり方について説明した。

(5) これに対して、各委員からは、次のような意見等が提出された。

- 不法投棄等の残存事案への対応の在り方について、不法投棄と不適正処理を分けて考える必要があるのではないか。
- 許可を持っている業者のところで不適正があるとすれば、基金ではなく、最終処分場の維持管理積立金制度等、ほかの手段があり得るのではないか。中間処理施設で不正するかもしれないということであれば、許可の際に拠出金を出させるとか、あるいは入ってくる処理料金等に一時積み立てのための金額を上乗せし、ストックしておき、適正に処理すれば1年ごとに返金するといったやり方も考えられる。そうでなく、全くアウトローで排出者も運んでいる人、埋めている人も法律を無視している場合にそこをどうやって救済するかというのであれば、みんなで何かやらなければいけないねという話で、全然違うのではないか。ここをどう整理するかというのが大事な入口である。
- 支援の必要性に書かれている、基金の存在と不法投棄等の減少との関わりは、まだ充分論証されてないと思う。さらに、新たに基準項目として追加された物質が基準値を超過して検出される事案については、処分時点においては不適正でも何でもない話が後になって環境保全上問題があるという社会的な要請がなされたという性質のものと思う。不適正処理事案への対処あるいは不法投棄への対処という話とは全く切り離すべき性質のもので、新たに規制項目を追加するときに既に環境中に放置されたものに対する手当てをどうするかという問題

として対処すべきであり、この枠組みの中で議論する話ではない。

- 不適正処理と不法投棄とを分けたほうがいいかどうかという話については、不適正処理は許可しているので何らかの対処ができると思うが、いずれも措置命令の対象になることから、行政の懈怠があった場合には分けるべきだと思うが、不適正処理を全部別にすることには疑問がある。
  - 資料4の新たな支援のあり方等の論点で試算されている「必要と見込まれる支援額」については、具体的な数字がこういう形で出ることはかえって誤解を生むことになることから、論点をもう少し整理した上で公表したほうがいいのではないか。
  - 新たな支援の対象となる事案の範囲について、整理しきれていないとの御指摘は確かにあると思うが、私どもの経験から言わせていただくと、不法投棄等されている廃棄物の中味がどういう状況か、いろいろな観点から調査はするが事前の調査ではすべて把握しきれない。裸で捨てられているごみだけでなく、例えばドラム缶の中には有機性化合物のようなものが入って捨てられたり、あるいはそれをまたコンクリートで覆ったりといったものが出てきたりとか、事前のサンプル調査ではどうしても把握しきれないという部分が出てくる。経年変化の中でドラム缶が腐食したり、いろいろな支障が出てくるようなことは十分考えられるので、新たな支援の対象になる事案は必ずこれは出てくる性質のものだと考えている。
  - 産業界としては、大議論して平成24年度までは現行の仕組みをベースに社会貢献という形で一部の産業界が半ば強制的な形ではあるが、出していきましょうということでまとめたので、現行制度というのは平成24年度までである。  
現行の仕組みで支援していくというのも昨年度までに発生した事案が原則である。例外はあり得るが、支援が必要であるという説明責任はきちんと自治体側に果たしていただかなければいけない。
- それとの関係で質問だが、今基金の残高が16億円弱あるということだが、それを平成24年度までに全部使いきっていくという方針なのかどうか。

(事務局) それも議論する必要がある。

新しい仕組みの議論には建設的に参加したいと思っているが、これまでのスキームを前提とした議論ではない形にしてほしい。そうでないと今まで懸命に協力してきた団体の皆さん方がついて来られなくなるので、ぜひお願ひしたい。

表現についても、現行のスキームを前提にしたかのように見えるようなところがあると、なし崩し的に継続するというような意図があると思われる可能性があるので、注意してほしい。

それから、支援のあり方がメインになるが、それ以前の問題として不法投棄等の未然の予防策をきちんと押さえておく必要があるのではないか。不法投棄等の拡大予防がきちんと行われたかどうかもチェックポイントとして議論していく必要があるのではないか。支援対象については、15の候補が先ほど挙げられたが、今後どういったものを対象にしていくのかについても、少し考えてみたい。

それから、関係者が納得できる筋の通った制度にする必要があるので、できるだけたたき台というようなものも前広にいただき、十分関係者で議論できるような状況を作つてほしい。その際は現行のスキームを前提とするものではなくて、新しい時代に合つた、新しい発想であり方を議論させてほしい。

- 「支援の必要性」のところはこれだけだとよく分からないので書き足す必要があるが、もともとこのスキームが最初に作られたときに地方でほかのところから廃棄物が流入してくる場合に公平性の観点から何かをしていただくとありがたいということで、このスキームが入ったというところがあることから、議論があると思うが要だと思う。また、自治体による流入規制によって産業界にも影響する可能性もあり、流入規制を防ぐという観点もあり、これらも含めていろいろ議論があると思うが、必要性のところの一つの論点である。

(6) 以上の意見を踏まえ、座長から、次回以降について、以下のようないい発言がされた。

- 次回以降、更に関係者の役割、それから支援のスキームも議論しなくてはいけなくなるが、今日のこのたたき台ペーパーにはかなり多くの意見が出たので、更に修正を加えることにしたい。
- スキームに関しては、最終的には法律そのものを変えるということも当然視野に入れなければいけないと考えていたが、昨今の諸般の事情を考えるならば、法改正については最大の合意が必要となってきた。懇談会の場では考えられる可能性については法改正以外の可能性をも含めて幅広に考えることになろうかと思う。

(7) 最後に、今後の予定について、以下のとおり確認された。

- ・平成22年度産業廃棄物実態調査の結果がまとまり次第その報告を兼ねて次回懇

談会を開催する。

- ・資料4「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキーム」の案についても可能な範囲で修正して説明する。
- ・平成23年の春には、今後の財政的な支援のスキームの案を提示する。

以上